

長野県高等学校科学協会 規約

第1章 組織

第1条

本会は「長野県高等学校科学協会」と称する。

「長野県高等学校科学協会」は信濃生物部会と理化学部会から構成される。理化学部会は物理・化学・地学・ICTの各専門部を置く。

第2条

本会の事務局は北信→東信→南信→中信の順に置き、期間は2年とする。

第3条

本会の事務局は理化学部会の事務局を兼ねる。

第2章 目的及び事業

第4条

本会は科学研究の活性化及び科学教育の振興を図り、会員の交流を深めることを目的とする。

第5条

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会及び研究会の開催

- (1) 毎年1回総会及び研究会を開催する。総会では各種報告をし、案件についての協議を行う。
- (2) 研究会では講演会・会員の研究発表・講習会・巡検等を実施する。

2. 理化学部会は日本理化学協会の支部としてその目的事業に協力する。

第3章 会員

第6条

本会の会員は次の二つのうち、いずれかに該当するものとする。

1. 高校の理科教育に従事する者であること。
2. 本会の趣旨に賛同する者で役員会が適当と認めた者であること。

第4章 役員

第7条

本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長(4地区各1名)、理事(4地区各4名)、幹事(5名)、監事(2名)を置く。

ただし、各地区の理事4名の構成については理化学部会より3名、信濃生物部会より1名を選出する。また、幹事5名のうち、2名は信濃生物部会を担当する。

第8条

役員任期は2年とする。再任は妨げない。

第9条

会長は役員会で推挙する。副会長は会長が委嘱する。

第10条

役員の仕事は次の通りとする。

会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長不在の場合には仕事を代行する。役員は役員会を開催し、本会に関する案件について審議する。幹事は庶務(事務局長、副事務局長)・会計を担当し、監事は会計監査を行う。

第11条

本会は顧問を置くことができる。顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。

第12条

理化学部会の各専門部には専門部長・副部長を各1名置く。

第13条

役員会は第7条の役員、および第12条の専門部長・副部長で構成されるものとする。

第5章 会計

第14条

本会の会計は会員の会費を主たる財源とし、他に分担金・寄付金により賄う。

第15条

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(附則)

本規約は平成28年4月1日より適用とする。